

「令和4年度 主要地方道力石名古屋線（東部丘陵線）
道路法に基づく建造物定期点検業務委託」

実施事業者募集のお知らせ

提出及び問い合わせ先

〒480-1342 愛知県長久手市茨ヶ廻間1533番地736

愛知高速交通株式会社 運輸技術部技術課

TEL 0561-61-4781 FAX 0561-61-6221

E-mail kenzoubutsu@linimo.jp

「令和4年度 主要地方道力石名古屋線（東部丘陵線）
道路法に基づく建造物定期点検業務委託」
実施事業者募集のお知らせ

令和3年12月20日
愛知高速交通株式会社

東部丘陵線の建造物定期点検業務委託の見積に参加される事業者（以下、「事業者」という。）を以下のとおり募集いたします。

1. 対象となる業務の概要

- (1) 業務名：令和4年度 主要地方道力石名古屋線（東部丘陵線）道路法に基づく
建造物定期点検業務委託
- (2) 点検対象建造物
本線（隧道区間）：藤が丘起点-0k053m（トンネル）から1k308m（BOX）まで
本線（地上区間）：藤が丘起点1k308m（擁壁）から4k611m（B21橋梁）まで
上記区間の建造物（駅舎含む）
- (3) 業務期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 概 要：建造物定期点検業務（近接目視（触診・打音検査等を併用））
※愛知県及び国の橋梁・道路トンネル・立体横断施設定期点検要領を適用します。

2. 参加の資格

令和3年12月1日において次の各号にいずれにも該当する事業者とします。ただし、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する事業者及び募集開始日から見積提出日までにおいて、愛知県または名古屋市から受けた入札参加停止処分期間を経過しない事業者は除きます。

- (1) 愛知県内に本店・支店・営業所等を設置している事業者
- (2) 愛知県にコンサルタント業務の資格登録があり、過去10年間に愛知県発注の橋梁点検業務の実績がある事業者
- (3) 過去に国内鉄軌道事業者における建造物点検実績がある事業者
- (4) 管理技術者及び照査技術者に下記①②どちらかの条件を有する資格者を配置できる事業者
 - ① 技術士（総合技術監理部門（建設）、建設部門（鋼構造及びコンクリート））
 - ② シビルコンサルティングマネージャ（鋼構造及びコンクリート）
- (5) 橋梁の「対策区分の判定」及び「健全性の診断」を行う橋梁検査員に「橋梁定期点検要領（国土交通省道路局国道・防災課）」の要件を有し、下記①から③のいずれかの条件を有する資格者を配置できる事業者（橋梁検査員は、管理技術者と兼務可）
 - ① 技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート））の資格保有者

② 国土交通省登録技術者資格 ※ 1, ※ 2

- a) 鋼構造物：施設分野：橋梁（鋼橋）－業務：診断の資格保有者
- b) コンクリート構造物：施設分野：橋梁（コンクリート橋）－業務：診断の資格保有者

③ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）を有するもののうち、「メンテナンス」「鋼・コンクリート」又は「橋梁」の資格分野で認定を受けている者（②を除く）

(6) 橋梁の「損傷程度の評価」を行う橋梁点検員に「橋梁定期点検要領（国土交通省道路局国道・防災課）」の要件を有し、下記①から④のいずれかの条件を有する資格者を配置できる事業者

① 技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート））の資格保有者

② 国土交通省登録技術者資格 ※ 1, ※ 2

- a) 鋼構造物：施設分野：橋梁（鋼橋）－業務：点検の資格保有者
- b) コンクリート構造物：施設分野：橋梁（コンクリート橋）－業務：点検の資格保有者

③ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）を有するもののうち、「メンテナンス」「鋼・コンクリート」又は「橋梁」の資格分野で認定を受けている者（②を除く）

④ 橋梁点検技術研修会（（一財）橋梁調査会）受講修了者

※ 1 「国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいいます。

資格の詳細は下記ホームページを参照すること。

▼公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程

平成26年11月28日 国土交通省告示第1107号、令和3年10月15日改正 国土交通省告示第1355号

<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001429930.pdf>

※ 2 「a・bの両方の資格を有する者」又は「a・bの資格を有する者をそれぞれ配置し、鋼構造物はaの資格保有者、コンクリート構造物はbの資格保有者が点検・診断を行う」のいずれかとします。

(7) トンネル点検員は、下記①から④のいずれかの実務経験を有するものを配置できる事業者

- ① 大学卒業後5年以上のトンネルに関する実務経験を有するもの。
- ② 短大・高専卒業後8年以上のトンネルに関する実務経験を有するもの。
- ③ 高校卒業後11年以上のトンネルに関する実務経験を有するもの。
- ④ 前項①から③と同等以上の能力を有するもの。

3. 見積参加方法

見積に参加を希望される事業者は設計図書をお渡ししますので、下記期間中に事前に当社へご連絡の上、お越してください。

(1) 設計図書配布場所

愛知高速交通株式会社（長久手市茨ヶ廻間1533番地736）

(2) 設計図書配布期間

令和3年12月20日（月） 9時 から令和4年1月20日（木） 17時まで

配布時間は各日とも9時から17時まで

土曜日、日曜日も受け付けます

(3) 連絡先：愛知高速交通株式会社 運輸技術部技術課

TEL 0561-61-4781

4. 見積提出方法（持参に限ります）

(1) 提出先

愛知高速交通株式会社（長久手市茨ヶ廻間1533番地736）

(2) 提出日時

令和4年1月26日（水）17時まで

土曜日、日曜日も受け付けます

(3) 提出書類（各1部）

① 当社指定の見積書

② 積算内訳書（日本語で記入したもの）

③ 設計図書（返却用）

※当社に提出した一切の書類は返却いたしません。

(4) その他

設計図書配布時にお渡しします見積依頼通知を参照ください。

5. 事業者の選定方法

「愛知高速交通株式会社競争参加者心得書」によります。

(1) 見積合わせ日時

令和4年1月27日（木） 9時

6. 談合情報に対する措置

談合情報が寄せられた場合で、その談合情報が提出資料における料金計画の結果と一致した場合等、当社が談合の事実があったと疑うに足りる十分な理由があると判断した場合については、選定を一旦中止し、選定方法を検討の上、再度選定手続きを行う場合があります。

7. その他

当業務は、契約額の一部に地方自治体の負担金を充当します。そのため、地方自治体の予算の不成立、減額等があった場合は、業務の中止、業務内容の縮減等を行うことがあります。

また、契約書締結は令和4年4月1日以降となります。

以上